

## 〔10〕 専修学校に関する政策と問題状況

はじめに —— なぜ専修学校問題をとりあげるか

### I. 専修学校の学校制度としての特徴

- (1) 法制度上の根拠と特徴
- (2) 専修学校制度成立の背景

### II. 専修学校が拡大してきた背景

- (1) 専修学校の拡大
- (2) 新設・改廃の容易な専修学校
- (3) 時代の動きに敏感な専修学校
- (4) 医療関係、衛生関係のような公的職業資格取得のための課程がある
- (5) 職業人養成に一定の役割を果たしている
- (6) 激しい、あるいは旺盛な宣伝
- (7) 比較的安易に考えられ易い

### III. 臨教審はなぜ専修学校を重視するか

- (1) 多様化政策と専修学校
- (2) 臨教審答申と専修学校
- (3) 「生涯学習体系への移行」は私費負担で——臨教審がことさらに専修学校を重視する理由

### IV. 一部が明るみに出た専修学校の実態

- (1) 行政監察の結果
- (2) 経営主体の問題

おわりに

## はじめに —— なぜ専修学校問題をとりあげるか

1986年3月の高卒者162万名中、専修学校入学者は227,060名（うち専門課程196,465名、その他の課程30,595名）で、その進学率は14.0%であった。<sup>\*</sup>この年の短大進学者は194,696名でその進学率は12.0%であった。表1にみられるように、高卒者の専修学校への進学率は、1984年以来、短大のそれを上まわっている。

<sup>\*</sup> 高卒者の進学率には種々の計算方法がある。ここでは、当該年度卒業中の入学者をしめしている。

浪人してから入学する者が計算されていないので、大学進学率は低めに表示される。

86年に高校を卒業して直ちに専修学校専門課程に入学した者は19万6千名だが、この年に専修学校専門課程の入学者は24万8千名であった。いったん就職したり、あるいはいわゆる浪人生活を送ってから入学する者もかなりあるわけである。なかには、大学・短大に在籍したままで専修学校に入学している者もある。

表1 新規の中学校卒業者・高等学校卒業者別進学率の推移

区 分	中学校卒業者		中 学 校 卒業者数	高等学校卒業者			高等学校 卒業者数
	高等学校 等進学率	専修学校 進 学 率		専修学校 進 学 率	短期大学 進 学 率	大 学 学 率	
昭和 51年3月	% 92.6	% 0.5	人 1,563,868	% 2.8	% 12.0	% 21.5	人 1,325,087
53年3月	93.5	0.6	1,607,183	7.4	11.9	20.6	1,392,320
55年3月	94.2	0.5	1,723,025	9.0	11.8	19.6	1,399,292
57年3月	94.3	0.6	1,556,578	10.6	11.6	19.0	1,449,109
59年3月	93.9	0.7	1,882,768	12.8	11.3	18.0	1,482,312
60年3月	93.8	0.8	1,882,034	12.9	11.6	18.6	1,373,713
61年3月	93.8	1.0	1,933,616	14.0	12.0	18.0	1,620,425

(注) 文部省の「学校基本調査報告書」による。

高校、短大、大学など正規の教育機関（小学校、中学校などとともに学校教育法第一条に掲げられているので、一条校といわれる）とちがって実態が詳しく知られてはいないのに、また一条校のように長年にわたって実績が験されているわけではないのに、専修学校がこのように伸びているのはなぜか。これが、この報告で専修学校をとりあげる理由の一つである。

他方、最近の教育政策とくに臨時教育審議会（臨教審）の3次にわたる答申は、専修学校を重視する傾向がひじょうに強い。たとえば第二次答申（86年4月23日）は、「高等教育機関の多様な発展を促し、その相互の連携・交流を推進する。このため、四年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等が、それぞれの個性を発揮し、多彩な機能を発揮できるよう、それらを助長する施策を講ずる」（『臨教審だより』第20号、47ページ）と述べている。専修学校専門課程を大学、短大と同列に並べて「助長」すべきだとしているのである。

また第三次答申（87年4月1日）では、「後期中等教育多様化への要請に対しては、当面、高等学校、専修学校などの現行制度を基本とし、……」とか「後期中等教育の多様化の在り方については、今後なお社会、経済、雇用、進学等の諸般の動向を注視しながら、高等学校、専修学校などの後期中等教育制度の再編の可能性や必要性を含めて、不断に専門的、多角的な調査研究を進め、改めて検討する必要がある」と述べている。後期中等教育多様化政策との関連では、高等学校と専修学校とを同列に並べて論じていることが注目される。理産審答申（85年2月19日）が高校職業教育と専修学校との連携を提唱していることもよく知られている。

最近の教育政策がこのように専修学校を重視している背景を解明することも、この章の課題の一つである。

専修学校入学を決めた高校生についてある県で実施したアンケート調査によると、ひじょうに多くの生徒たちは、専修学校や学校案内業者が提供する情報を手がかりにして、進学先を決めている。（表2）高等学校側にしても、卒業生などから提供される僅かな情報を別とすれば、数多い専修学校については当該の学校や業界の提供する情報に頼らざるを得ないという事情がある。もちろんその情報が正確・適切なら

表2 専修学校・各種学校についての情報を得た方法

順	項 目	60年2月	(参考) 57年2月
1	学校案内を直接とりよせて	51.7%	54.1%
2	業者のガイドブックから	46.3	45.8
3	直接その専門学校を見学して	40.5	38.0
4	進路指導室の資料から	30.2	28.5
5	進学説明会に参加して	22.9	18.0
6	友人や知人の話から	21.9	21.2
7	先生の指導で	18.1	16.7
8	一日体験入学に参加して	14.8	9.7
9	先輩の話から	9.0	8.1
10	雑誌の広告から	8.2	12.4
11	家族の話から	7.9	10.0
12	その専門学校の学園祭に行つて	3.0	3.5
13	新聞の広告から	2.5	5.3
14	単行本を買つて	2.2	3.9
15	電車内の広告をみて	1.9	3.2
16	TVのコマーシャルから	0.9	1.1
17	そ の 他	1.7	1.7

(注) 質問事項「あなたが専門学校や各種学校の情報を得たのは、次のどの方法ですか」に答えた結果であり複数回答である。

総務庁行政監察局『専修学校の現状と問題点』（1987年）8ページ

ば問題ないわけだが、現実には誇大・不正確な広告等の少なくないことが知られている。しかし、個々の専修学校・学科についてはその実態が把握されていない。

他方現実には、大学の新增設や拡張の政策的な抑制、専修学校や業界による徹底した宣伝などのために、専修学校に対する高校生の関心は無視できない程に高い。また専修学校の学費は意外に高い。大学・短大のそれを上まわることも珍しくない。自分たちの若い時代にはなかった学校でもあることから、親たちは不安を感じているがなすすべを知らぬ状況にある。

こうした実情を考慮して、ここでは専修学校制度の特徴や実情について理解を深めること、そのために必要な若干の資料の提供を企図している。

# I. 専修学校の学校制度としての特徴

## 1. 法制度上の根拠と特徴

わが国の教育施設は、長い間、職業訓練大学校などのようにその教育施設のための特別な立法措置が講じられているものを別とすれば、①小学校・中学校・高校・高専・大学などの一条校と、②それ以外の、学校に類似する教育施設である各種学校とに二分されていた。大まかにいえば、一条校以外はすべて各種学校であった。各種学校については、一条校とは違って教育内容や施設・設備等の教育条件についての規制は極めて緩やかなものであり、極言すれば公的規制はないに等しい状況であった。したがって当然に、各種学校の存在形態は多種多様であった。

③これに対して専修学校の制度は、1975年の学校教育法一部改正によって新たに設けられたものである（発足は1976年）。\*教育組織や施設・設備などに関して準拠すべき設置基準つまり公的規制は、一条校のそれ程に厳しくはないが、各種学校のそれのように緩いものではない、というのが専修学校の特質である。一条校と各種学校との中間に作られた第3の教育機関ということができる。

\* 新たに「専修学校」に関する章が設けられ、「第82条の2」から「第82条の7」までの6か条がくわえられた。法律は専修学校を次のように定義している。

### 第7章の2 専修学校

第82条の2 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く）は専修学校とする。

- 1 修業年限が1年以上であること。
- 2 授業時数が文部大臣の定める授業時数以上であること。
- 3 教育を受ける者が常時40人以上であること。

第82条の3 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第82条の4 高等課程を置く専修学校は高等専修学校と称することができる。

② 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

しかし70年代に設立された専修学校の大部分は、それまで存在していた各種学校のうちの教育組織や施設・設備が比較的整備されていた部分を専修学校として転換させたものであった。このため専修学校は各種学校に近いものとみられやすい。専修学校側は各種学校と同列に扱われることを嫌い、専修学校の独自性を強調するが、全国組織が専修学校のそれと各種学校のそれとで連合組織を作っているなど、

現実には一条校寄りというより各種学校寄りの色彩を持っていることは否めない。

## 2. 専修学校制度成立の背景

専修学校制度の法制化は、一貫して各種学校経営者たちの要求であった。専修学校が法制化される直前の1975年に存在した各種学校は7,956校に及んだが、その96%（7,622校）は私立であった。当時、各種学校には約120万人（うち私立に118万人）が学んでいた。これだけ多数の学校、多種多様な学校をすべて各種学校として一括してしまうのは、あまりに乱暴に過ぎるというのである。また、これら各種学校のなかには、時代の要求に応じて設立されたものも多く、施設・設備もかなり整っているものも少なくないのに、これらを各種学校のなかにふくめてしまうことは、この種の教育を発展させるうえで障害になっているというのであった。各種学校として一括されているもののうち施設・設備等が充実しているものについては、各種学校とは別種の学校として位置づけ、必要な助成あるいは育成策を講ずべきだというのがその主張であった。

各種学校経営者たちから執拗に繰返されたこの要求は、後期中等教育の多様化、大学進学率の抑制と高等教育の多様化を企図し追求してきた政府・文部省の政策と結びつくことによって専修学校という新制度として実現した。専修学校には、中卒を入学資格とする高等課程、高卒を入学資格とする専門課程、入学資格に学歴を問わない一般課程の三つの課程がある。このうち高等課程は後期中等教育多様化の一環に、また専門課程は高等教育多様化の一環に位置づけられることになったわけである。専修学校については私立学校が大部分を占めることが予測されており、これを新たに制度化しても公費支出を増大させるものでないことも、政府・文部省には好都合であったわけである。

## II. 専修学校が拡大してきた背景

### 1. 専修学校の拡大

専修学校の創設以来の発展の状況は表3にしめす如くである。学校数、生徒数ともに一貫して伸びて

表3 専修学校数及び生徒数の設置主体別推移 (各年度5月1日現在)

区分 年度	学 校 数			生 徒 数			
	合 計	国公立	私 立	合 計	国公立	私 立	1校あたり
昭和	校	校	校	人	人	人	
51	893 (100)	74	819	131,492 (100)	8,122	123,370	147
53	2,253 (252)	304	1,949	406,613 (309)	32,254	374,359	180
55	2,520 (282)	333	2,187	432,914 (329)	36,471	396,443	172
57	2,804 (314)	348	2,456	478,934 (364)	39,353	439,581	171
59	2,936 (329)	349	2,587	536,545 (408)	41,611	494,934	183
60	3,015 (338)	351	2,664	538,175 (409)	42,139	496,036	179
61	3,088 (346)	350	2,738	587,609 (447)	43,676	543,933	190

- (注) 1 文部省の「学校基本調査報告書」による。  
2 ( ) 書きは、昭和51年度を100とした指数である。

きたことがわかる。学生数という点に着目すれば、すでに短大（1986年の学生数は396,455人）を上まわる教育施設となっている。しかし個々の学校の規模は決して大きくはなく、1校平均では180名前後で推移してきた。（法律は「常時40人以上であること」を基準の一つとしている。）（表4）

専修学校ができて以来、各種学校はその学校数、生徒数を一貫して減少させてきた。1校あたりの生徒数でみた学校の規模も次第に小さくなっている。これらは、各種学校のうちの教育施設として比較的整っている部分を移行させるかたちで創設された専修学校が多いことに関係しているとみてよい。（表5）なお、近年各種学校で最も多いものは予備校で、1986年の予備校の生徒数は約14万名、各種学校生徒の30%を占めている。

表4 各種学校の学校数及び生徒数

区分 年度	学校数	生徒数	1校あたり 生徒数
昭和50	7,956校	1,205,318人	151人
51	7,004	1,087,137	155
53	5,737	781,031	136
55	5,302	724,401	136
57	4,867	627,688	130
59	4,158	579,274	139
60	3,976	530,159	133
61	3,784	483,439	128

表5 専修学校の課程別生徒数の推移

区分 年度	合計	課程別生徒数		
		高等課程	専門課程	一般課程
昭和51	131,492人	25,286人	90,619人	15,587人
53	406,613	68,063	310,800	27,750
55	432,914	68,334	337,864	26,716
57	478,934	73,012	361,937	43,985
59	536,545	81,263	404,153	51,129
60	538,175	85,920	398,821	53,434
61	587,609	93,222	434,489	59,898

文部省の「学校基本調査報告書」による。

専修学校の三つの課程のうち生徒数が最も多いのは専門課程で、1986年では約43万名（74%）となっている。この数はすでに短大生より多くなっている。今日の専修学校制度は、その専門課程つまり専門学校によって印象づけられているゆえんである。

表6 専修学校（専門課程）専門分野別学生数の推移

区分	52年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
工業関係	45,384	56,620	62,718	66,598	72,363	82,635	92,295	92,141	103,767
農業関係	331	386	382	417	441	432	428	431	494
医療関係	58,934	80,652	86,654	94,825	97,968	102,102	104,979	105,353	110,877
衛生関係	14,467	21,713	23,816	29,072	27,773	30,331	30,129	29,382	33,026
教育・社会福祉	18,862	20,209	19,295	19,725	18,142	19,917	16,640	15,229	16,302
商業実務関係	17,856	27,703	34,742	39,242	43,364	49,264	55,253	56,039	62,236
家政関係	88,802	79,928	69,694	64,839	58,920	55,416	52,631	49,233	49,282
文化教養関係	24,535	34,168	40,563	41,738	42,966	45,806	51,798	51,013	58,505
計	269,171	321,379	337,864	356,456	361,937	385,903	404,153	398,821	434,489

文部省「学校基本調査報告書」による。

専修学校専門課程の在籍者を専門分野別にみると、1986年では、医療関係が最も多く約11万（25.5％）、ついで工業関係約10万4千（23.9％）、商業実務関係約6万2千（14.3％）、文化教養関係約5万8千（13.5％）、家政関係約4万9千（11.3％）の順になっている。（表6）

表にはしめていないが、医療関係で最も多いのは看護婦養成学校で、1986年の生徒数は約6万9千（医療関係の63％）である。これに次ぐのは歯科衛生、歯科技工、臨床検査であり、この分野では公的資格に結びついた課程が多い。

工業関係で最も多いのは情報処理関係で、これと電子計算機関係を合わせたものが工業関係の過半数を占めている。近年の工業関係の専門学校の伸びの大部分は、情報処理、電子計算機関係の伸びによるとみてよい。なお、この情報処理、電子計算機関係の課程の修業年限は、大部分が2年以上である。

## 2. 新設・改廃の容易な専修学校

専修学校制度の重要な特徴の一つは、設置基準が一条校程には厳しくないもので、設置や改編・廃止が比較的容易なことである。\*

\* 文部省は、専修学校法（正確には学校教育法一部改正）成立後、1976年1月10日に「専修学校設置基準」を定めた。専修学校の設置・改廃を認可するのは都道府県であり（短大は文部大臣）、その手続も短大にくらべて簡略である。また、最低基準としての専修学校の「設置基準」の規制の内容・水準は、短期大学のそれより著しく低い。

たとえば「専修学校設置基準」による教員数を「短期大学設置基準」と比較すると、次の如くなる。

同じ家政系1学科で入学定員80名、総定員160名の場合、短期大学では、一般教育、外国語科目及び保健体育科目の専任教員4名、専門教育5名、計9名の専任教員が必要とされる。他方、専修学校専門課程の場合には、必要とされる教員は5名でそのうち半数以上（この場合3名以上）が専任でなければならないとされる。現実には1学科しか設置しない専修学校や短大はまれだからこの例はやや機械的だが、いずれにせよ、専修学校の専任教員は短大の半分以下で間に合ってしまうわけである。

校地、校舎面積をはじめ、施設・設備に関する最低基準についても、専修学校は短大を大きく下まわっている。

前述（表3）のように、専修学校の1校あたり平均生徒数190名程度であり、規模の小さい学校が多いことも、専修学校の特色の一つとなっている。ちなみに、1986年の1校あたり平均の生徒数は、高校957.8名、短大723.4名、大学4,042.0名である。

よくいえばこのような身軽さが、専修学校の急速な発展を可能ならしめてきたといえることができる。

## 3. 時代の動きに敏感な専修学校

専修学校の重要な特色の一つは、その身軽さを活用して、時代の動きに敏感に対応してきたことである。

農業関係の課程は、専修学校制度発足以前の各種学校の時代から少なかったか、専修学校制度ができてからも極めて僅かで、その生徒総数が500名を超えたことはない。

消長が最も激しかったのは、家政関係の課程であった。家政関係の課程が最も多かったのは専修学校

制度発足前の1950年代後半で、1958年の課程別生徒数をみると、和洋裁31万3千、編物手芸3万、料理栄養3万、家庭9千、その合計は40万に達しこの年の各種学校生徒総数の48%を占めた。一時期には各種学校イコール和洋裁学校というイメージが形成されたのである。その後、和洋裁関係の課程は、その一部が短大等に転換したこともあって、衰退の一途をたどった。

専修学校制度の発足以後も、家政関係の生徒数は一時期8万を超し専修学校全体の33%を占めたが、以後は他の課程はみな続伸しているのにこの課程だけは衰退し続け、1986年には4万9千(11%)まで低下した。(短大の家政関係学科も近年減少傾向にあるが、専修学校程に顕著ではない。)

家政関係の課程と対照的なのは工業関係の課程の動向である。戦後の各種学校の時代には、工業関係の課程の生徒数は多い年でもせいぜい2万前後であった\*。一部の伝統ある学校や製図等の施設・設備を比較的要しない課程があったものの、工業関係の課程は各種学校としては成立しにくいという考え方が強かったのである。ところが近年、ME化の進展、コンピュータの普及に対応した課程を中心に工業課程は伸びる一方で、1986年には生徒数約10万、専修学校生徒の24%を占めるに至っている。

\* 自動車操縦のための教習所を含まない。

工業関係の課程の伸びは、時代の動きを敏感に受けとめている典型的な例といえよう。

#### 4. 医療関係、衛生関係のような公的職業資格取得のための課程があること

現代社会では、一般的には職業選択の自由が保証されている。しかし、公共の利益を守るために、公権力による免許がなければ営業あるいは就業できない職業も若干ある。このうち、医師や薬剤師のように高度の専門性が要求される職業については、大学において専門的教育を受けた者につき国家試験を経て免許を授与することになっている。小・中・高校の教員免許も大学教育を受け且つ教育課程を履修した者に授与することを原則としている。

医師ほどに高度ではなくても一定の専門的な教育・訓練を受けることを前提として授与される免許の種類は多い。専修学校のうち医療関係及び衛生関係と分類されている課程は、そのほとんど全部が国家試験による免許の取得を目的として教育・訓練を行なう課程である。なかには調理師のように、専修学校の調理師養成課程を卒業すれば、試験なしで取得できる免許もある。

看護婦、臨床検査技師などは一定の短大あるいは大学でも養成されているが、医療関係の歯科技士など、あるいは衛生関係の理容科などのように、その職業人養成のほとんど全部を専修学校に依存しているものも多い。医療技術の進歩と専門分化は医療と福祉の向上につながるため近年この分野での免許取得者に対する需要は増加の傾向にあり、専修学校はその重要な供給源となっているわけである。医療関係の課程、生徒数の増加はこうした事情を背景としている。

#### 5. 職業人養成に一定の役割を果たしている

簿記会計、外国語、和洋裁などある種の技能に習熟することが要請されていて、しかも大学・短大など一条校の教育課程になじみにくい教育・訓練は、専修学校の中にとり入れられていることが多い。ひとくちにいえは、専修学校は一条校になじみにくい職業教育・職業訓練をになっている場合が少なくない。これには、労働省所管の公共職業訓練の養成訓練の職種がいわゆる工的分野に著しく偏していることも関係している。

なお、近年短大あるいは大学の学生の中には、大学に在籍したまま、専修学校にも在籍している者が



あるといわれている。大学あるいは短大、専修学校の学習のいずれかあるいは両方が比較的安易な場合のことであろうが、いずれにせよ、専修学校が一条校とは異なった目的・役割をもっていることの一つの証しともいえる現象である。

## 6. 激しい、あるいは旺盛な宣伝

以上の諸事情が折り重なって専修学校を盛行に向かわせているわけであるが、盛行させているいっそう重要な原因は、専修学校の大部分が私立であり、いわば学校の浮沈をかけて激しい宣伝を展開していることである。

もちろん宣伝すること自体は悪いことではない。むしろ、自校の教育に関する情報を積極的に公開することをしない国公立の一条校の姿勢を問題にする声も近年は強まっている。しかし専修学校が実際には求人需要などそれ程ありそうにも思えないような分野の課程まで盛行させているのは、一部の若者の気分を巧妙にとらえる宣伝の結果としか考えられない。専修学校の宣伝のあり方の問題点については後述する。

## 7. 比較的安易に考えられ易いこと

専修学校では、入学者選抜のための学科試験を課さなかったり、ひじょうに簡単な試験しかしない場合が多いため、必ずしもそうでないにもかかわらず、「やさしい」学校と理解する者が少なくない。

表7 昭和61年度情報処理技術者試験最終学歴別一覧表

学 歴		第 1 種			第2種合計(春+秋)		
		応募者数	受験者数	合格者数	応募者数	受験者数	合格者数
大学院	卒 業	2,154	1,323	530 (40.1)	2,631	1,519	765 (50.4)
	在学中	665	490	216 (44.1)	781	467	251 (53.7)
大学・ 旧制高 校	卒 業	32,644	20,663	2,953 (14.3)	75,417	45,809	10,586 (23.1)
	在学中	2,595	1,927	546 (28.3)	18,674	11,196	2,717 (24.3)
短 大	卒 業	1,419	879	49 (5.6)	7,464	4,442	536 (12.1)
	在学中	33	26	3 (11.5)	2,130	1,455	63 (4.3)
高 専	卒 業	1,836	1,168	158 (13.5)	3,928	2,293	568 (24.8)
	在学中	157	128	29 (22.7)	1,047	775	201 (25.9)
高校・ 旧制中 学	卒 業	9,432	5,677	406 (7.2)	41,037	23,155	2,865 (12.4)
	在学中	166	140	14 (10.0)	5,805	4,665	413 (8.9)
中学校	卒 業	44	27	4 (14.8)	292	154	17 (11.0)
	在学中	2	2	1 (50.0)	50	41	9 (22.0)

学 歴		第 1 種			第 2 種合計（春＋秋）		
		応募者数	受験者数	合格者数	応募者数	受験者数	合格者数
小学校	卒 業	5	3	0 ( 0 )	12	8	0 ( 0.0 )
	在学中	0	0	0 ( )	0	0	0 ( )
専修学校・各種学校	卒 業	12,312	7,335	317 ( 4.3 )	38,403	21,439	2,122 ( 9.9 )
	在学中	2,641	2,308	307 ( 13.3 )	50,712	38,435	3,824 ( 9.9 )
無記入	卒 業	642	354	36 ( 10.2 )	3,064	1,705	198 ( 11.6 )
	在学中	25	16	8 ( 50.0 )	271	175	20 ( 11.4 )
合 計	卒 業	60,488	37,429	4,453 ( 11.9 )	172,248	100,524	17,657 ( 17.6 )
	在学中	6,284	5,037	1,124 ( 22.3 )	79,470	57,209	7,498 ( 13.1 )

合格者数欄の下段（ ）内数字は合格率（合格者数／受験者数；％）

（出所）日本情報処理開発協会・情報処理技術者試験センター『情報処理技術者試験統計・分析資料 — 昭和61年度』による。

一例として近年激増している情報処理課程について、通産省の情報処理技術者試験の合格率を掲げておく。高価な授業料を払っている専修学校の在学者・卒業者の合格率は、意外な程に低いのである。

### Ⅲ. 臨教審はなぜ専修学校を重視するか

#### 1. 多様化政策と専修学校

専修学校制度の創立は、前述のように、直接には各種学校経営者たちの要求を端緒としているが、政府・文部省がこの要求を後期中等教育機関や高等教育機関を多様化するという政策の中に位置づけることによって実現した。したがって、専修学校の拡張、盛行は、直接には専修学校経営者たちの機敏な対応、激しい宣伝の力にまつところが大きであったが、文部省による政策的・積極的支援が大きく影響していることも見逃せない。

文部省は専修学校制度を認知し奨励していることをしめすために、僅かな金額だが私学振興財団から融資する道を開き、また、専修学校のごく一部の生徒に日本育英会の奨学金を貸与する道も開いた。

各都道府県でも、文部省のこうした動きに呼応して、専修学校を私学助成の対象にくわえるところがふえている。

#### 2. 臨教審答申と専修学校

臨教審は、従来からとられてきた上述の政策より以上に、専修学校を重視し拡充しようと図っている。

##### ① 3年制高等専修学校卒業生への大学入学資格付与——第一次答申

臨教審第一次答申（85年6月26日）は、「機会の多様化・進路の拡大」の名目のもとに、「修業年限

3年以上の高等専修学校の卒業生などに対し、大学入学資格を付与すること」を提言した。この施策はすでに同年秋から実施に移されている。卒業者が大学入学資格をもつことを中等学校の特質とみなすとするならば、この措置は、3年制以上の高等専修学校を事実上中等教育機関とみなすようになったことを意味する。（戦前の甲種実業学校が、学校体系上は中等学校ではなかったのに、いわゆる専検の無試験検定の指定を受け、その卒業者に高校・専門学校への入学資格を与えられていたが故に中等実業学校と性格づけられていたことが想起される。）

#### ② 後期中等教育段階の教育機関としての位置づけの重視——第二次答申

臨教審の第二次答申（86年4月23日）は、民力活用の活用をてことした「生涯学習体系への移行」を全体の基調としている。このなかで、「後期中等教育段階において独自の実際的、実践的な教育訓練を行っている専修学校・各種学校、公共職業訓練校等については、さらにその活性化を図る。」と述べ、後期中等教育段階の一角として位置づけられている専修学校の役割をいっそう重視することを明らかにしている。

#### ③ 生涯学習体系の一角として、職業資格取得のための教育施設としての位置づけ——第二次答申

第二次答申が「生涯学習体系への移行」を重視していることは上述の如くであるが、直接にこれに関連しては、「短期大学の専攻科・別科・高等学校の専攻科や定時制・通信制課程、専修学校、さらには、第一次答申において提言した単位制高等学校なども活用して、地方公共団体との協力により地域に密着したコースを開設することなどによる短期の高等教育機会の充実について検討する。」とも述べている。

#### ④ 職業資格取得のための学習機関としての位置づけの重視——第二次答申

臨教審答申は、「生涯学習体系への移行」に関連して、職業資格制度の位置づけを重視している。実際問題としては、本報告の別の章で述べているように、公的資格が機能しているだけであって、各種の技能検定や私的団体が創出している職業資格が雇用や賃金決定などの面で有効に機能しているとは到底いえない。また永年勤続の雇用慣行が支配的である限り、技能検定（あやまって技能に関する「資格」と呼ばれることがある）や私的な職業資格が社会で幅をきかすようになることなど、ありそうもない。しかも、公的資格が設けられている職業分野は限られたものである。

臨教審はこうした事情を無視し、各種の職業資格が有効に機能するようになるかのように言いながら、「公的資格の取得要件として要求される学歴の是非についての見直しや、高等学校職業科や専修学校等における職業教育等を資格取得の際の評価対象とするなどの措置については、本審議会として今後検討を進める。」と述べて、この面でも専修学校の位置づけを重視しようとしている。

#### ⑤ 高等教育機関の一角としての専修学校の位置づけの重視——第二次答申

臨教審が専修学校を高等教育機関の多様化政策のなかに位置づけて重視していることは、これまでも繰返してきた。ここでは第二次答申が、「高等教育機関の多様な発展を促し、その相互の連携・交流を推進する。このため、4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等が、それぞれの個性を確立し、多彩な機能を発揮し得るよう、それらを助長する施策を講ずる。」と述べていることだけを指摘しておこう。

### 3. 「生涯学習体系への移行」は私費負担で——臨教審等がことさらに専修学校を重視する理由

前項でも略述したように、専修学校は新制度として発足以来、少なくとも量的な面からみる限り、順

調すぎるくらいに伸びている。例外は、初めから規模が極めて小さい農業関係、生徒数2万前後と一定以上には伸びない教育・社会福祉関係、低落傾向にある家政関係、の三領域だけである。その背景に旺盛な宣伝活動があるとはいえ、これだけ伸びるについてはそこに一定の社会的支持があることも認めないわけにはいかない。

それでは、これまで通りでも伸びる傾向にあるのに、臨教審等がことさらに専修学校重視を繰返し叫ぶ理由は何か。答は簡単である。

専修学校は、一条校とは違って、圧倒的多数が私立学校であり、受講生の私費負担によって成り立っている学校だからである。1986年現在の専修学校は、学校数で88.7%、生徒数で92.6%は私立である。(同年の一条校で私立学校に学んでいる者は、高校28.0%、短大90.1%、大学72.5%であった。)

一条校でももちろん私立学校があり、そこでも国公立学校に較べて教育条件の悪いことが問題になっている。ところが専修学校は、設置基準自体が一条校と違って格段に低く定められているという悪条件のもとで、その経費のほとんど全部を授業料等の収入に依存して経営されている。

専修学校を拡張させ、専修学校進学者を増大させることは、一条校の拡張とは違って、公費負担増は全くないか、ほんの僅かで済むのである。この政策は、「臨調・行革」つまり教育・福祉に対する公費負担を削減・抑制しながら、軍備強化に走るという路線にあるわけである。

教育に対する公費支出の抑制・削減というべきところを、「生涯学習体系への移行」の美名に名をかりて、私費負担による専修学校の重視・拡張にすりかえているところに、最近の政策の本質的特徴があるというべきであろう。

## IV. 一部が明るみに出た専修学校の実態

### 1. 行政監察の結果

専修学校については、政策的支援、社会的支持があって伸びているといわれる一方で、宣伝・広告と実態が一致しない、教育条件が悪いのに学費が高い、経営者の私利・私欲優先の経営が目立つなどの問題が指摘されることが少なくなかったが、一応は公的に認知された学校だということもあって、その実態は容易に把握されなかった。

最近になって、総務庁行政監察局が専修学校のズサンな経営の実態にメスを入れ、その一端を公表した。その詳細は、

総務庁行政監察局編『専修学校の現状と問題点』（大蔵省印刷局発行、定価1,300円）

としてまとめられている。一般の書店を通して購入できるものなので、是非参照して欲しい。

ここではその要点を紹介し、あわせて若干の論点を指摘する。

この行政監察は、9都道府県の教育委員会、131の専修学校及び関係団体につき、86年1月から3月にかけて実施された。その結果に基づき、87年1月12日に、総務庁長官から文部大臣に対し勧告が行われた。

指摘された問題点には以下のようなものがふくまれている。

## 1. 生徒の募集方法等に関連して

### (1) 誇大広告等

専修学校における生徒募集に当たって、広告の役割は大きく、一部には、生徒募集に多額の経費を投入し、入学案内のほか受験雑誌、車内広告等様々な媒体を通じて広告を行っているものもある。

誇大広告は、専修学校全体の信用を損なうことになるものであることから、全国及び一部都道府県の専修学校団体では、関係行政機関との連携の下で進学ガイドブックの作成・配布により、専修学校に関する正確な情報の周知に努めるとともに、広告その他の表示の自主規制につき検討を進めつつある。

しかし、個々の専修学校における広告内容をみると、次のように適切を欠くものが調査対象131校中36校（27.5パーセント）ある。

- ① 保母、測量士等の資格が取得できないにもかかわらず取得できると錯覚させるような虚偽の表示を行っているもの（8校）
- ② 在職していない者などを教員として表示しているもの（4校）
- ③ 卒業者の就職率や各種の資格取得試験合格率を誇大に記載しているもの、あるいは実績のない就職先を表示しているもの等（9校）
- ④ 認可又は届出のない課程、学科等を表示し、生徒を募集しているもの、学則で定める定員を大幅に上回った募集定員を記載しているもの等（23校）

### (2) 中途退学等

個々の専修学校についての的確な情報が十分提供されていないこと、高等学校・中学校によっては専修学校への進路指導が十分行われていないことなどもあり、専修学校入学後、進路を変更する、履習学科に関連する分野への就職が難しい、学科の履習に適性を欠いているなどの理由で、中途退学している者がかなりある。この状況を昭和57年度から59年度までの3か年でみると、中途退学者が入学者数の4分の1を超えているものが9校あり、中には、入学者191人に対し中途退学者が89人（46.6パーセント）にも及んでいるものがある。

## 2. 学校、課程の設置の見直しに関連して

学校、課程の設置・運営の実態をみると、生徒の応募が全くないこと等から休校中の専修学校が全国で103校あるほか、次のように、専修学校としての組織的教育が行われていないもの、課程を区分して設置しておく意義がないものがある。

### (1) 専修学校としての組織的教育が行われていないもの

専修学校がその設置目的に沿って教育効果を確保するためには、専修学校としての設置要件を満たし、課程、学科の特性に応じたカリキュラムの編成を行うことが必要とされている。

しかしながら、専修学校の中には、次のように、学校教育法により生徒数の最低基準とされている40人を恒常的に大幅に下回り、このため、課程等別のクラス編成ができず、専修学校として義務付けられている組織的教育が行われていないものがある。

- ① 高等課程と専門課程あるいは学年の異なる生徒を混合してクラス編制しており、両課程の特性、学年による履習進度の差異の度合いに即応した授業を行っていないもの（4校）
- ② 修業年限1年の専門課程の生徒と公共職業訓練校からの訓練委託生とを混合してクラス編成し、半年ごとの委託訓練のカリキュラムに沿って専門課程の生徒に対し、年2回同一内容の授業を反復して行っているもの（1校）

(2) 課程を区分して設置しておく意義がないもの

専修学校の中には、調理師、理容師、自動車整備士等各省指定の養成施設を兼ねているものがある。

このうち、調理師、理容師及び美容師の養成を目的とする専修学校については、高等課程及び専門課程が設けられているところが多く、また、通常、厚生省指定の養成施設を兼ねている。

これらの養成施設は、入学資格が中学校卒業、修業年限が1年とされていることから、一部には、専修学校として高等課程と専門課程とを区分して設置していても、実際には両課程を混合してクラス編成し、かつ、指定養成施設の基準にのっとった教科科目、授業時間数により両課程とも同一の授業を行っているにすぎないものがある（6校）。

### 3. 教育条件等の確保に関連して

専修学校における教育条件、保健管理等の実態をみると、次のとおり、適切を欠くものがある。

- ① 実務経験年数の不足により教員資格を有しない者に授業を行わせているもの（13校）
- ② 年間授業時数が最低基準を下回っているもの（2校）
- ③ 課程、分野ごとに必要とされる教員数を充足していないもの（15校）
- ④ 定員超過が常態化し、入学定員の4倍ないし5倍も入学させ、大幅な定員超過となっているもの（2校）
- ⑤ 校舎のすべてが賃貸借で、しかも、その大部分が短期賃貸借となっており、学校経営の安定性に欠けているもの等（2校）
- ⑥ 学校保健安全計画を作成せず、また、定期健康診断を実施していないもの（20校）

以上は「勧告」の部分から摘記したもので、それぞれの項目については、「説明」としてすべて具体例があげられている。

この行政監察結果では、具体的な都道府県名、学校名はすべて伏せられている。重要な限界の一つだが、専修学校というものをみるときのみやすとはなるであろう。

また、学費が不当に高いのではないか、広告費（そのすべては結局は入学金や授業料でまかなわれる）に過大な支出をしているのではないか、1年の課程が修了しないうちに2年課程の授業料を納入させるなどの学費徴集方法についての疑問には、少しも応えていないという重大な限界もある。

## 2. 経営主体の問題

多くの限界があるにもかかわらず、非常識ともいえる問題状況を読みとることはできる。こうした問題が生まれる直接の背景には、経営主体の問題がある。

専修学校は、前述のように、私立学校が圧倒的に多い。しかも、86年現在では私立専修学校2,738校のうち861校(31%)は、全く個人によって経営されている。一条校の私立学校の経営主体は、学校法人以外には認められていない。学校法人立の学校でさえ経営者の恣意的経営が問題になることが少なくないのであるから、専修学校については恣意的経営が問題となる可能性は大きいわけである(よくいえば、敏速な対応が可能だという面があることはもちろんだが)。やや極言すれば、専修学校は、本来的に、一条校の場合よりも、経営者の恣意的な、悪くいえば私利私欲優先の経営に流れたり、経営不安に陥る可能性をより多くふくんでいるわけである。上述の行政監察結果はその現実の一端をしめしているということができよう。

## おわりに

行政監察による是正勧告を受けた文部省は、87年1月30日、各都道府県知事及び各都道府県教委に対してこの件に関して指導通知を出した。この前後から、一部の専修学校経営者の間では、広告宣伝等については自主的に規制しようという動きが始まった。したがっていくらかは事態の改善を期待することができるかも知れない。

しかし、行政監察も文部省の通知も、専修学校の経営の実態にメスを入れたわけではなく、表面に現われた一部を指摘したに過ぎないことには留意する必要がある。本質的な問題は何一つ解決されていないのである。

また、行政監察も文部省の通知も、専修学校の発展に水をかけようとしたわけではない。むしろ発展を促すうえでの障害をいくらか除去しようとしているに過ぎない、という点に留意すべきであろう。臨教済等の動きからみて、専修学校に関する政策宣伝はいっそう活発になるであろう。

こうした動向の結果として、専修学校に対する生徒たちの関心はますます高まると見なくてはなるまい。

高校教師、親には、困難は多いけれども、専修学校のもつ積極性や限界、高価になる実態や問題点を正確に見定める努力がもとめられよう。とりわけ教育そのものについては一見安易で、はなやかな職業生活が展望できそうな課程でも、職業教育である以上はその教育・訓練はむしろ厳しいという事実をしっかり理解させることが重要となろう。

政策課題の問題としては、職業教育・職業訓練についても、公費による教育・訓練を拡充することもとめられていることを、さいごに指摘しておきたい。